

第4回国語分科会問題点整理小委員会・議事録

平成23年7月27日（水）
午後2時05分～4時05分
学術総合センター・中会議場1

〔出席者〕

（委員）林主査，内田副主査，阿辻，井田，岩澤，上野，関根，東倉，
納屋各委員（計9名）
（文部科学省・文化庁）舟橋国語課長，氏原主任国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第3回国語分科会問題点整理小委員会・議事録（案）
- 2 これまでの議論で指摘された検討課題について（Ver.1）
- 3 「公用文作成の要領」（公用文改善の趣旨徹底について）
- 4 「美しい日本語について」（文化庁「国語に関する世論調査」）

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 事務局から配布資料2，3，4の説明があり，説明に対する質疑応答の後，配布資料2の「4 新常用漢字表に関すること」について意見交換を行った。なお，協議に入る前に，今期初参加となる上野委員から簡単な自己紹介があった。
- 4 次回の問題点整理小委員会は，予定どおり9月に開催すること，開催の日時及び会場については決まり次第，事務局から連絡することが確認された。
- 5 質疑応答及び意見交換における各委員の意見は次のとおりである。

○林主査

ただ今の氏原主任国語調査官の御説明について，御質問はございますでしょうか。

○阿辻委員

議論の中心は資料2になると思うんですが，アンケートの話です。今更，文句を付けるつもりもありませんし，目くじらを立てるつもりはないんですが，配布資料4の間2で，「美しい日本語」があると思うと答えた方に対して，「思いやりのある言葉」から「漢詩・漢文などの引き締まった表現」まで約10個でしょうか。この選択肢ってあらかじめ与えられているものなんですね。

○氏原主任国語調査官

はい。

○阿辻委員

この選択肢の中には質、例えば「思いやりがある」とか「控え目で謙遜な言葉」とか、言葉の質に関する条項と、それから「故郷の言葉」とか「短歌、俳句などの言葉」とか、これは形式と言うか、形態ですね。それと交じって出されているんです。この選択肢は、前に行われた平成13年度の調査の時も、同じ選択肢なのかどうかということの一つ教えていただきたい。

それから、ここに与えられている次の中から選びなさいと目の前で提示されるそれぞれの条項は形式的なものなのか、その言葉の質の問題なのか、そこが一緒に提示されているということに関して、私は今提示の仕方を自分だったらどうするかなと…。だから、別に今からこれがどうのこうのということでないんですが、どういういきさつでこういうことになったのか、もしお分かりで御説明いただけるんだったらお願いします。

○氏原主任国語調査官

まず、最初の御質問の平成13年度の時の選択肢はどうだったのか、ということですが、これは全く同じ選択肢です。それで、経年の変化を調べたということです。

○阿辻委員

なるほど、この選択肢は平成13年の段階で既に作られていたということですね。

○氏原主任国語調査官

はい。選択肢を作る立場から言いますと、作るのがなかなか難しい問いですので、今、阿辻委員がおっしゃったようなことは承知の上で作成しました。その提示の仕方として、これは意識調査ですので、直観的に答えていただけるような選択肢を用意したわけです。

○阿辻委員

三つまで選べという条件があるから、それが可能だということなんですね。

○氏原主任国語調査官

はい。まず「美しい日本語」というものがあるかないかを答えていただいて、「ない」という方はもちろん「ない」と思っているのですから、それで、いいわけですがけれども、あると思っている方は当然こういうイメージだというのがあられるわけです。それがどういうイメージなのかというのは正直言ってよく分かりません。また、答える方もそんなことをふだん突き詰めて考えているわけではないので、なかなか答えにくい。

実際、選択肢を作った時には、例えば、国語問題研究協議会の部会協議の中で、私の方から、参加者に「美しい日本語ってどんな言葉だと思いますか。」ということ聞いて、そういうところから出てきたことなどをメモしたものを参考にしました。「美しい日本語」といったときに、よく言われるのがさっきもちょっと申し上げましたが、アナウンサーのしゃべっている言葉が「美しい日本語」の典型例みたいな形で言われたりするわけです。ですから、そういうものが選択肢に入るようにして「美しい日本語」と言われたときに、一般の人が思い浮かべるであろうという範囲をある程度想定して、それらをこういうふうにならべて、そこから直観的に選んでいただこうと考えたわけです。

確かに、この選択肢は本当はもっといろいろあるのかもしれませんが、あるいは質に関する選択肢だけでそろえて、もっと絞った方がいいのかとか、いろいろあるかと思うん

ですけれども、いろいろな選択肢を示して、「美しい日本語」に結び付くのはどれですかという形で答えていただくのが、回答者にとって答えやすいのではないかとということで、こういう選択肢になったということです。

○阿辻委員

分かりました。また、追って数年たった段階で、同じアンケートをお取りになる可能性もあるということですか。

○氏原主任国語調査官

そうですね。平成20年度にやっていますから、もうちょっとたってからどのように変化したかということで、改めて聞いてみるという可能性はあると思います。

○林主査

ほかに御質問。はい、どうぞ。

○東倉委員

今、御説明いただいた公用文の作成の仕方についてなんですけれども、ここで要求されているのは、この間、議論のあった四つの日本語の表現。その四つの中の「平明・的確」という部分は非常にはっきりと要求されていますけれども、「美しく・豊か」というものは公用文では余り考えられていないということを印象として受け取ったんですけれども、そういうことでよろしいですか。

○氏原主任国語調査官

そうですね。この時には、東倉委員がおっしゃったとおり、最大の狙いは戦前、一般の人たちが読んでもよく分からないような文章をいかに読んで分かるようにするか、そこに最大の眼目がありましたので、「平明・的確」のところが重視されていました。

この前もちょっと議論になったんですが、施策の流れとして、昭和20年代は「美しく・豊か」というより、「平明・的確」の方にスポットライトが当たっています。分かりやすくしていこうと…。それが昭和48年頃、この前、林主査が挙げてくださった辺りを転換期として変わっていきます。「平明・的確」というだけではなくて、漢字についても減らせば減らすほどいいという発想ではなくて、分かりやすさということで言えば、余り漢字を減らし過ぎてしまうと、逆に、漢字仮名交じり文は読みにくく分かりにくいというような方向に変わっていったわけです。

ですから、昭和20年代の公用文は、東倉委員がおっしゃったとおり、「平明・的確」にスポットライトが当たっていますし、国語施策全体がそうであったと言えると思います。

○東倉委員

はい、分かりました。

○林主査

ほかにいかがですか。はい、どうぞ。

○阿辻委員

同じことで、常用漢字表の167ページ、先ほど御紹介いただきました「公用文における漢字使用等について」というのが、昨年11月の段階で出ていて、この文言はどこで決められたんですか。

○氏原主任国語調査官

これは、昨年6月7日に「改定常用漢字表」として答申していただいた、その答申を政府として受け取って、政府として正式な決定にするという作業が必要になるわけです。ですから、今、阿辻委員がおっしゃったのは内閣訓令ですけれども、この内閣訓令というのは内閣告示の作業と一体になっていて、具体的な作業はどこでやったかと言いますと、我々文化庁国語課、内閣官房の内閣総務官室、内閣法制局の3者でやって、その中で今、お尋ねの「公用文における漢字使用等について」も3者で協議しながら、そこでまとめていったというものです。

○阿辻委員

これは訓令だから、内閣の範囲内なので、一般のパブリックコメント等々という作業は全然なされていないということですね。

○氏原主任国語調査官

はい。飽くまでも政府内の取決めということですから。

○林主査

よろしいでしょうか。ほかにございましたら伺います。もしないようでしたら、大体、予定の半分の時間になりましたので、残りの半分で協議をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○関根委員

今の阿辻委員のお尋ねにも関連していますが、今回の「公用文における漢字使用等について」は、「公用文作成の要領」で今省略となっているこの部分を改定したということでしょうか。それとも、その間に何か改定したのがあったんですか。

○氏原主任国語調査官

今、御指摘になった部分というのは、この省略している部分ということですね。さっき見ていただいた配布資料3の260ページ1の(1)「常用漢字表を使用するにあたっては、特に次のことがらに留意する。」の「1(省略)」というところですね。ここが、なぜ省略されたかという、昭和56年に常用漢字表ができた時に、「公用文における漢字使用等について」が事務次官等会議で申合せとなって、元の内容と変わったので、省略されたわけです。今回は事務次官等会議が廃止された、つまり民主党に代わって、事務次官等会議がなくなったわけです。ですから、これまで申合せをしていた母体がなくなってしまった。それで、どうするかということで、同じ内容を今回の「改定常用漢字表」に合わせて改定した上で、それを内閣訓令に持っていったということなんです。ですから、今回の訓令の原型になるものが、昭和56年の常用漢字表の時には既にできていたということなんです。

○林主査

よろしいですか。

○関根委員

はい。

○林主査

それでは、後半は、御自由に御意見を頂きたいと思います。申し上げるまでもありませんが、前回、前々回とこれからの議論の前提になる一般的な、あるいは基礎的な事項についてお考えを伺いまして、これを資料2という形でまとめていただいております。

これから、できるだけ焦点を絞って、事項ごとにいろいろお考えを頂戴したいと思っておりますが、今日は資料2の4ページ目、最後のところでありますが、「4 常用漢字表・公用文に関する事」として、これまでの御意見をまとめていただいた部分がございますが、まずこの辺りに焦点を当てて御議論いただきたいと思います。

ただ今、配布資料3で詳しい御説明をいただきました。これはこういう文章そのものが一般の方々には目に触れにくいものでございまして、実際にこういうものに基づいて書かれた公用文を見ることがあっても、つまり、それがどういう方針に基づいた書き方をしているかといったら、一般にはなかなか分かりにくいし、私どももまたそういう点においては余り詳しくこういうものについて承知していなかったということがございまして、少し詳しく御説明をいただいたということでもあります。

まず、配布資料3を中心といたしまして、今御覧の資料2の4ページ目の最後のところで申しますと、法令とか公用文の在り方に関連して頂戴した御意見と、ただ今配布資料3で御説明いただいたこと、この辺りに関連して御意見ございましたら、これまでのようにどうぞ御自由に御意見、あるいは御感想をお聞かせいただきたいと思います。よろしく願います。

○納屋委員

この公用文を今日取り上げてくださって、私は大変有り難く思っているんです。というのは、国語分科会の折にこのことについて自分自身が話しているものですから、そういう意味で有り難いということをお願いしているわけです。自分が仕事をしてる中で稟議書^{りんぎしょ}であるとか、教育の世界で言うと、^{けん}譴責、言葉としては大変申し訳ないんですけども、^{けん}譴責というのは分かりにくい。その言葉を仕事上できるだけ分かりやすくという形で変えてきたときに見ていたのが、実はこの公用文の在り方だったんです。

なぜ公用文のことを申し上げたかといったら、当用漢字表ができたときに、仮名遣いの問題であるとか、こういう公用文の問題であるとかというふうに次々と重なるような形で動いていったという過去の歴史が当然あるわけで、そのことからすると、常用漢字表が新しくなったということから、もう一度公用文を見直してみるというのは非常に重要だと、そういうふうな認識から発言していたんです。

そうしましたら、情報化のこういうふうな動きの中で震災が起こった。震災が起こった時に役所の方々の言葉が非常に問題として取り上げられてきたというので、もっと分かりやすくという議論がここに出てきたんじゃないかなと思っているんですけども、最近のところでは、私はテレビで驚いているわけですけども、情報化のこの動きの激しさから考えると、正に公用文のことについて取り上げるのがぴたっと当たっている。時期としては絶対これは優先順位が高いというふうに思っている。何を言っているかという、

ついこの間、ツイッターのことを取り上げていたNHKの放送があったんです。安否確認であるとか、震災が起こったときに人がどういう動きをしているかということをや取りするのに、情報機器としてとても価値があったということを行っているわけです。震災が起こった当日には電話が通じなくなりました。電話が通じなくなってもメールは生きていた、ツイッターも生きていたということです。ですから、情報の審議会の方でも、今度その枠組みを考えなきゃならないということが起こっていると…。

言葉の方の問題からすると、この情報化の流れの中で140字に限定されて、これは私もよく見てないので大変申し訳ないんですけども、NHKの番組で、ツイッターの中で、役所の方がツイッターに参加したら、役所の方の発言とは思えないという感想が返ってきたというんです。一般の方からすると、役所の方は変なんじゃないのという言い方をしているということで、どうもその辺りで公用文との仕切りをきちんとしていかないと危ないなとまず感じているわけです。

ちょっと長くなって申し訳ないんですが、一方、情報機器の中身の方から言うと、いつの間にか顔文字はユニコードの中にも入っているんじゃないでしょうか。それから、それ以上に絵文字も出てきているんじゃないでしょうか。みんな文字と付いていて、全部これは文字情報なんじゃないでしょうか。そうすると、一般に使っている文字生活と役所を中心とした公用文との乖離はないでしょうかと気になります。この辺りのところで、当然ですけども、字数制限までされてツイッターをやっている、それが有効ということならば、それにも対応できる公用文というのはないんだろうかという疑問も起ります。というようなことからして、この情報化の流れの中で、公用文のことについて、是非一度腰を据えてちゃんと見直してみることは、非常に大きな価値があるんじゃないかと思っているわけです。

それで、幸いにして配布資料3を出してくださった、私自身もこの前の会議の後にこの公用文をもう一遍自分で見てみようかなと思って見たときに、阿辻委員がおっしゃられた美しさ、これは逆に言えば、不快にさせないということをおっしゃってくださった。今日出されている配布資料3の「まえがき」の部分の、公用文というのはどうなんだというときに、まえがきの2段目の段落なんですけれども、そこでさえも「公用文を、感じのよく意味のとおりやすい」と言っているんです。意味の通りやすいというのは「平明・的確」だと私は思う。感じのよいというのは何だと、これは不快にさせないということだと私は思います。ただし、この時は先ほどのお答えにもあったように、時代状況もあるでしょうから、用語についての1のところ、「かたくなるしいことばを用いることをやめて…」というふうに言っている。

つまり、感情的な文言の在り方なんかを言っているんじゃないかなと思うわけですが、現在の公用文の在り方というのは、逆に今度は信頼が薄らいでいて、頼れる言葉の方向に持っていかなければ、これはないのじゃないかなというふうにも思う。

二つのことを言っているわけですが、以前から出されている公用文の方だって、美しさをちゃんと求めている気持ちはあるんじゃないかな、と私は思いながら見ているんです。もちろん「平明・的確」の方は当然あるんですが、ということが言いたいと思っておりました。

○林主査

ありがとうございます。大事な点、具体的なことを幾つかおっしゃりながら、全体としては、こういう時期に公用文の作成要領の見直しというのはやっぱり非常に重要な課題ではないかという御趣旨の御発言だったと受け止めましたが、そういうことでよろしゅう

ございますね。

○納屋委員

はい。

○林主査

これに関連いたしまして。はい、どうぞ。

○阿辻委員

公用文って何ですか。地方公務員がツイッターで発言するものは、公用文ではないですよ。だから、公用文の定義って一体どう考えたらいいか。その辺りのことがどこかに書いてあれば、ページを教えてください。

○氏原主任国語調査官

それはどこにも書いてないです。公用文の定義というのは、はっきりしているようで、はっきりしていない。そこは当然分かっているという感じで、公用文の改善とかという話になってしまうんですが、これまでの国語施策の中では一度も定義されていません。

○阿辻委員

基本的には行政機関から発信される文書ということではないんですか。

○氏原主任国語調査官

そうですね。今日の議論と関係するかなと思って、私が書いたものを持ってきたんですけども、私が考えているのは、「公用文とは、国又は地方公共団体の公務員がその職務上又は職務に関連して作成する文書を包括的に称する場合の言い方である。」ということです。特に、これが結構面倒なのは、公用文という言い方と、役所の中でも例えば今回の常用漢字表でも出てきているんですけども、この「前書き」に「この表は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など」と、公用文書という言い方が出てくることです。

この前書きでは、公用文という言い方は使っていません。役所で公用文と言うときは、一般的には法令まで含んだものとして公用文と呼んでいます。それで、法令を別にして、法令以外の公用文を公用文書と呼んでいる、それが今の前書きにあった言い方です。

ただし、先ほど余り触れなかったんですが、法令の方は明治時代からの流れがあって、非常に難しい法令用語が一杯出てくるわけです。この中にも、ちょっとそれに近いような言葉は出てきますけれども。それで、どうしても役所で文書を作成するときに、公用文として法令まで一体のものとして考えていくときと、法令用語特有の問題があるので、法令は別に考えていくときの、二つの場合が生じてきます。ですから、公用文というときには、法令まで含んだ広義の公用文と、法令を含まない狭義の公用文という二つの使い方があります。なおかつ狭い意味の公用文のときに、それをそのまま公用文と言っているときと、常用漢字表の前書きにもあったように、公用文書という言い方をするときがあって、その辺りが非常に面倒と言うか、分かりにくいんですね。ただ、整理をすると、今申し上げたようなことになります。

○関根委員

それに関連してですけれども、氏原主任国語調査官のおっしゃった狭義と広義と、更にそれを超えて、例えば民間の会社が正式に出す文書、あるいは私たちが役所に対して出す文書も公用文というふうにとらえている場合もあるんじゃないのかなと思うんです。

○氏原主任国語調査官

そうですね。それから、私も完全に調べたわけじゃないんですけれども、例えば会社の中だと、その場合は公文書と言っている、私文書に対する公文書という言い方がもう一つありますね。ですから、その辺りが正に隣接しているというか、近い言葉の重なり具合というのは難しいですね。確かに関根委員がおっしゃったように、会社によってはそういう使い方をしているところもあるみたいですね。

○関根委員

ですから、公用文の要領というのをを出して、我々としては狭義の意味で出すとしても、そういう一般の世界でも正にその「たたき台のたたき台」のような形で、文書の書き方の正書法みたいな形で活用してもらえないのかなという期待もあるんです。

というのは、つまり以前も申し上げましたけれども、また新聞の表記というのかなり参考というか、これに基づいているんです。例えば、新聞の表記で読者からかなり批判の多かった、いわゆる交ぜ書き表記も結局これに基づいているのかなと。それから、例えば人名に関しては字体を表内のものにするとか、あるいは「より」は使わないとか、「べしの使い方」なんていうのも戦後の新聞が新聞のスタイルを作るときに、相当参考にした節があるんです。ですから、そういうところにも影響があるんじゃないでしょうか。

それからもう一つ、教科書というのもさっき句読点の使い方のところで触れられましたが、教科書も公用文というふうを考えられるんですか。つまり、教科書がなぜこれにしたかという意味で…。

○氏原主任国語調査官

コンマと丸のことですか。

○関根委員

ええ。義務というのではなくて、ほかによりどころがないから、これによると。

○氏原主任国語調査官

そうなんだろうと思います。それから、戦前の算術の国定教科書、その頃は文部省著作になっているわけですがけれども、昭和10年ぐらいからコンマと丸が使われているんです。理科でも、昭和17年から使用された国定教科書から使われています。ですから、教科書ではコンマと丸を使うというのが一つのスタイルとして戦前からあって、それと関根委員が今おっしゃったように、「公用文作成の要領」の中で、そのスタイルが定められたので、多分それに準じていこうということになったのだと思います。だから、教科書の文章そのものは公用文では当然ないと思いますが、句読点はこれに準じていこうというような意識はあったんだろうと思います。

○関根委員

結局そういうことに関してよりどころがないからだと思うんです。ですから、そういう広い意味での本当に基本的な日本語の正書法の基礎になるものとして、これを改定したらいいんじゃないかなと思うんですね。

○林主査

ありがとうございました。はい、どうぞ。

○岩澤委員

今回、この提起をされた趣旨を伺いたいなという気がするんですね。もちろん御意見としては出ていたというのは承知をしているんですけども、文科省のサイドから今回特にこれを議論してほしいという趣旨ですね。それは、例えば、今法令の話も出ましたよね。だから、そういうところも含めて、もう少し時代に合ったものを検討して、変えていったらいいんじゃないかという思いも持たれて、提起をされているのか。あるいはあるところを限定的に議論していただきたいということで考えていらっしゃるって提起をされたのか。その辺りをちょっと伺いたいなと思うんです。

○氏原主任国語調査官

まず、今日この資料を用意したのは、正におっしゃったように、1回目、2回目の議論の中でそれを改定することを考えたかどうかという御意見が出されていて、そこに乗ったという、ちょっと語弊があるかもしれませんが、そこに対応したという面があります。それから、阿辻委員の御質問に答える中で申し上げたことですが、公用文における漢字使用等についてなど、その作成作業をしている時に、「公用文作成の要領」が問題になったわけです。つまり、タイプライタなんていうのが、さっき見ていただきましたように出てくるわけです。どう考えても、タイプライタを役所で使っているところなんかないわけですから、これは誰が考えても今の時代に合わない。

その時に、「公用文作成の要領」はさっき申し上げましたように、国語審議会が作っていますので、もし直すのであれば国語審議会を引き継いでいる文化審議会の国語分科会でやっていただくしかないということで、内閣官房と内閣法制局と文化庁国語課の三者協議の中では話題になっていました。これは余りにも古くなり過ぎている、だけど、廃止したわけではないので、今でも一応生き残っているわけです。

今話題になった句読点を見ても、役所の文書でも普通の縦書きと同じものが多くなっているという実態があり、タイプライタも使っていないというようなこともあり、今や普通に使っている表現を使わない方がいいみたいを書いてあったりと、やはりそういったことを国語分科会でちょっと見直してもらえるといいんじゃないかなんていう話もあったものですから、既に見直しの御意見が出ていたこともあって、それだったらそれについて委員の先生方がどういうふうに判断なさるか伺いたい。これはやらない方がいいのであれば、もちろん当然やらなくてもいいわけですが、三者協議の場で話題になったこともあり、今後取り組むべき課題としてどうお考えになるかという、その辺りの感触をお伺いしたいということで、資料としてお出ししたということでございます。

○林主査

ちょっと今のことに関して、私も責任があるので補足いたしますと、実はこれは大事な項目なので、是非早い機会に皆様の御意見を伺って、今後、次年度以後にこの国語分科会

で検討する重要な事項を整理しておきたいということなものですから、その一つとして、ここで、最初に御意見を伺うことには意味が非常に大きいのではないかと考えて申し上げました。

その一つは、今言われたように、常用漢字表が改定されましたので、それに直接関連する事項として、公用文の改定というのは一度きちっと見直しをしておいた方がいいということが一つです。

それから、もう一つは、これは先ほどちょっと私が申し上げたことと関連するんですけども、こういうものというのは実際、一般の方々の目にはなかなか触れないのですけれども、実際にはこういう方針に基づいて書かれている。これは、先ほど関根委員が言ってくださったことと私も全く同じような感じを持っておりまして、こういうものがある程度固まると言いますか、完成して、皆さんにそれが理解されるようになりますと、これが、一つの大勢の人たちの見る、分かりやすい日本語の書き方のよりどころとか、基準になるのではないか。漢字の字種や音訓だけ決めただけでは、分かりやすい書き方というものの基準を示すのには不十分なので、それに関連をする事項として、こういうものをもう一度洗い直してみるということは、それ自体として独立した意味があるだろうということで、順次取り上げていく項目の中の一つとして、常用漢字も一応告示されたことですし、この辺りから一つ一つの事項に関連して皆さんの御意見を伺いたい。それはどうかというふうに思いました。それで、お考えを伺わせていただくと大変有り難いということです。

○内田副主査

今、公用文の定義というのをある程度共通理解しておくことがまず第一で、読むためのもの、記録するためのものという性質があるのであれば、平易にするための項目として挙げられているのが、例えば配布資料3の259ページ、3、4、5などのところは音読とか発語に関する基準になっているように思うんです。それに対して、260ページの6番目には「むりのない略し方をきめる。」ということで、これは意味が非常に分かりにくくなるだろうと思うんです。だから、これは読むということを前提にするのであれば、6などは簡単に略してしまわずに、概念をそのまま伝えるような漢字を使った方が分かりやすいんじゃないか。言い回しその他は考えるにしても、それが混在しているように思うんです。

それからもう一つ、3点目は、情報機器が変化して、タイプライタが使われなくなっていますから、こうやって明らかに時代によって変わっているものについては、割に機械的な変更ができるだろうと。もう合わないものは変えていく。しかし、用語についてなどの基準で、繰り返しになりますけれども、読むためのものなのか、音読して耳で聞くためのものなのか、その目的に合わせ、ちょっと見直す必要があるのではないかと思います。

それから、テレビのニュースなどでは字幕スーパーが付きますので、二様に取れるものも字幕スーパーで出てきますと、これについても補えますので、情報機器の変化について考慮した上で、もう一度見直す時期であろうというふうに私は思います。

○林主査

ありがとうございました。

ちょっと確認のためにお伺いします。配布資料3の「公用文作成の要領」、この公用文というのは法令みたいなものは含むのか含まないのか。さっき言った一番広い意味というのは、関根委員の言った民間の方や個人が書くものでも公に出すようなものについては、公用というふうな広い意味で捉えられる面があるという点で言ったら、それが、一番広い

意味での公用文になる。

それから、先ほど氏原主任国語調査官の言われた中で、一番狭い意味ということになると、法令以外の公用文ということになる。それから、法令を含んで、その職務に基づいて官公庁、あるいはお役所の出すものが公用文なり公用文書なりということになると、この「公用文作成の要領」の公用文というのは、一番広い意味でないだろうということはずぐに分かるのですが、これを作った目的から言って、その辺りはどうなのでしょう。

○氏原主任国語調査官

公用文と言ったときに、民間の方まで含んでという考え方は一切ないです。つまり昭和20年代に課題となっていたのは、戦前の役所の文書が分かりにくくて、それが国民に情報が伝わらない原因の一つになっていたということなんです。それでああいう社会になっていったんじゃないかというのは、その見方が正しいかどうかは別として、民主主義の根幹はきちっと情報が伝わることだ、そのための役所の文書、あるいは法令の改善ということだったわけです。ということで、御質問については、目次のところにもありますように、261ページに「法令の用語用字について」という項目が、この要領に含まれていますので、当然これは法令を含んだ、最も一般的な意味での公用文ということですよ。

○林主査

分かりました。

○阿辻委員

そうしますと、例えば、東京電力が都民の皆様におわびの文書を出すと思いますね。そうすると、それはこの定義では公用文にはならないんですね。それは、例えば民間企業でも公用文のしかるべきものができれば、それを尊重し、準拠するという要請をすれば、最終的には平明で、分かりやすい日本語にそろっていくというようなステップを考えていけばよろしいということでしょうか。民間の例えば銀行とか保険会社なんかは、不特定多数に対する書類を発信することが頻繁にあるわけですね。役所ではないからといって、野放しにするというわけには行かないでしょうから。

○氏原主任国語調査官

そこは、委員の先生方がどうお考えになるかですけれども、これまでの捉え方ですと、飽くまでもこれは役所の中の話であって、それを参考として民間の方が使ってくださいとかどうかというのは、その当事者の判断ですので、我々がこれを使ってくださいとか、そういうことは多分言えないだろうと私は思います。

ですけど、これまでの考え方を改めて、これの改定の基本姿勢として一般の人も使ってくださいみたいな、そういったメッセージを合わせて出していくかどうかということは、今後、国語分科会で議論して決めていくことですので、そうなれば話は別ですけれども、これまでではそういう考え方ではないです。

○阿辻委員

議論としては、今回の震災の後のメッセージで分かりにくいものは、特に在日外国人の方々に対して分かりにくいという反省事項が議論の中で出てきていますので、それを踏まえれば、当然より平易な分かりやすい文章が、まず公用文がそうなるって、民間においても

当然その努力が行われるべきであるという議論になるだろうとは思いますが、省庁としてはそれを強制することはできないということですよね。

○氏原主任国語調査官

ええ、そうですね。ここまで言うてしまうと、問題になるかもしれませんが、私が個人的に思っているのは、民間どころか、役所ですね、そこに本当に広がっていくのかどうかという方がむしろ問題であって、さっき申し上げたように、「公用文作成の要領」の中では左横書きの場合にはコンマと丸を使うと書いてあるにもかかわらず、現実には必ずしも、そうになっていないわけです。ですから、我々が最初に目指していく目標は、分かりやすい公用文、一般の人たちに伝わりやすい公用文を、役所が作成することは大事なことなんだという気運を高めて、その時にこれを参考として使っていくという雰囲気作りができるかどうかにあるのかなと考えています。民間に広げてというのは、そうなるといいとは思いますが、そこから先の話なのかなと現時点では捉えています。

○阿辻委員

なるほど。分かりました。

○岩澤委員

過去の事例を見ても、実際、かなりこれに沿って世の中が動いていますよね。もちろん全く使われないものもあるけれども、全体の中で見ればかなり影響力を持っていると思うんです。ですから、そういうような意味でまず公用文をちゃんと考えるというところからスタートすれば、影響力は必ず出てくるんじゃないかというふうに思うんです。積極的に取り組めばいいんじゃないかと私は思います。

○東倉委員

常用漢字表と同じような形で目安ということで、分かりやすい文章の目安として、こういうものを国語分科会から世の中に発信しているんだぞという形にすれば、問題はないんじゃないかと思うんです。

○関根委員

余り押し付けの形にならない方がいいと思うんです。国語施策は、とかく自由な表現を妨げるんじゃないかみたいな誤解、曲解をされがちなので、これは公用文ということであれば、そういう批判はないでしょうし、もって範を示すという形でいいものができれば、おのずと受け入れられていくんじゃないのかなという気もします。

ただ、今、東倉委員がおっしゃったように、常用漢字表は、法令、公用文書に続けて、新聞、雑誌、放送など一般の社会生活においてという文言を入れていますよね。あるいはこれは今後の議論のいかんにもよりますけれども、そういうような含みがあるような前書きを付けるということも選択肢としてはあるかなという気はします。

○林主査　ほかに。はい、どうぞ。井田委員。

○井田委員

先ほど内田委員がおっしゃったことに関連してお尋ねしたいんですが、公用文というの

は文書、書いたもの、書かれたものなんですか。それとも、この用字用語のところを見ますと、内田先生がおっしゃったように、随分音にして発信されることも意識しているような記述があるのですけれども、書かれたものだけを指しているんですか。

○氏原主任国語調査官

はい、書かれたものだと思います。ただ、書かれたものを読むことが結構あって、その書かれたものを読んだときにも、きちっと通じるようにと。「音読することばはなるべくさけ、耳で聞いて意味のすぐわかることばを用いる。」というのは、これもターゲットにしているのは、昭和20年代の議論を見ますと、書かれたものです。書かれたものを分かりやすくするための一つの方策として、それを読んだときに、耳で聞いてすぐ分かるようなものを書き言葉としても使っていくということで、音声言語そのものをターゲットにしているということではないと思います。

○井田委員

国会での役所の方の答弁などを縛るものではないと。

○氏原主任国語調査官

はい。

○阿辻委員

もうちょっと分かりやすく説明してほしいですね。

○内田副主査

今の御意見にも関連しているんですが、日本語の文章というのは視覚的効果と音楽的な効果を持ったすばらしい漢字と平仮名、大和言葉というのはやっぱり平仮名で書かれるようなものですよね。ですから、情報格差をなくすために一般の人々、国民に情報がうまく伝わるようにという目的であるのであれば、句点、読点をどういうふうに打つかということよりも、句読点を入れるということの方が目で見たときにぱっと見える。そして、適度に漢字を、概念を運ぶ言葉の中に配置していると、全体の文章が白くなりますので、非常に読みやすい感じで、急いでスピーディーに読んでいく場合には、キーワードだけ追っていけば内容が分かるような読み方ができるんじゃないかなと思っているのです。

ですから、そういったこともちょっと考慮した上で、今、時代に合わなくなっているものはある程度手直しは簡単にできると思いますので、もう一度ざあっと、みんなで検討ができれば修正していったらいいのではないかと。例にある「陳述する」なんかは「のべる」よりもずっと分かりやすいですね。漢字で書いていただいた方がと私は思うんですが、これは感覚の違いでしょうか。

○林主査

分かりました。ありがとうございます。上野委員、どうぞ何か御意見を。

○上野委員

なかなか難しい問題ですが、二つ伺いながら思いました。一つは、法令が入るとなると、これはなかなか難しい問題になる。つまり、内容が分かっている人間が見ないと、これは単なる表現の問題ではなくなってしまうところが恐らくありますよね。前に、国立国語研

究所で医療の用語を見直して分かりやすくしました。それに関連するようなどころが出てくるので、全体として公用文を見直すということには私は賛成なんですけれども、法令まで入れたときにどういう対応ができるのかな、ということがちょっと心配だというのが一つ。それを外すというつもりはないんですが、専門家の協力が必要だと思います。

それから、句読点の問題はちょっとまた質が違うような気がしています。確かに点かカンマか、丸かピリオドかというのは意見が分かります。実は私は学会の方にいろいろ関わっていて、そこでさんざん議論をしたんです。特に言語学の場合には横文字が入るものから、カンマにせざるを得ないというところがあって、アルファベットを入れた後に、いわゆる縦書きの点が入ると、非常に奇妙な感じがするというので、言語学会ではそういうふうにしたんですけれども、日本語学会はもっともめました。ただ、普通に読むときは、気にする人は気にするんですけれども、気にしない人は全く気にしませんよね。最初はちょっと違和感を感じても、読む上では恐らくどちらであっても、あるいはメールでもそれぞれ人によって違いがあるんですが、これだから内容が分からなくなったということはほとんどないんじゃないかなという、かなり好き嫌いのレベルに入ってしまうような気がします。形だけであれば今は設定次第で自動的に変換できるので、これはまた別の問題かなと今伺った限りでは思っております。

○林主査

点、丸の問題が出てきたので、ちょっと話を脱線させちゃうという私の悪い癖があるのですが、実は、カンマを使うか点を使うか、あるいは文末をピリオドにするか丸にするかというのは、特にオフィシャルなものは統一が取れていた方がいいと思うので、一度ここでもきちっと議論した方がいいと思うのですが、パンクチュエーションの一番の問題は、日本の句読法ほど難しい句読法はないと…。ほかの言語と比べてみると、どこにコンマを打つかという、言わば習慣みたいなものは、例えば、英語の場合は非常に捉えやすいけれども、日本の点、丸ほど恣意性のある、しかしそれがないと非常に分かりにくくなるというので、日本のパンクチュエーションというのは恐らくいろいろな言語の中で最も難しいんじゃないかと思っているんですけれども、これは上野委員、どうですか。

○上野委員

結局、漢字と平仮名が交ざっているというところが一つ大きいですよ。ほかの言語ですと、結局、単語のスペースしか基本的にないわけなので、そこをまとまりで分けるためにはどうしてもカンマが必要になってくるんですけれども、日本語の場合には、そもそも昔はなかったわけです。

○林主査

元々は何もなかったわけですからね。

○阿辻委員

今、携帯電話でメールを書こうとすると、日本語で漢字仮名交じり文を書いていって、句読点については点と丸しか普通の形では出ないです。それをコンマとピリオドにしようと思うと、英文のキーボードに切り替えないとコンマとピリオドは出てこない。私のキーはそうになっています。ほとんどそうではないでしょうか。

○林主査

普通のパソコンもそうでしょ。私のパソコンもそうですよ。携帯じゃなくて。

○阿辻委員

これでは、一般の人々の句読点の表記方法はかなり大きく影響を受けるという気がするんですよ。

○林主査

影響を受けますね。

○阿辻委員

確かに横文字の言語学の本なんかは、ピリオドか、コンマと丸の日本語の文章。理系の論文って大体そうなっていますけれども、それは特定の学術的な文章を書くときには機械をそのように設定すればできますので、それは一太郎でもワードでも句読点をどうするかという選択がありますから、それをやっていけばよろしいんですけども、一般の方々が横文字の文章を御覧になるときに、下手すればコンマの方が違和感を感じられてくる時代になってくるんじゃないかという気はします。心配は心配ですね。

○林主査

時間が残り少なくなってきましたので、少しこの中の議論の腰を折るようなことになることを申し訳なく思っておりますが、今伺っておりますと、「公用文作成の要領」に関しましては、これが、分かりやすい書き方の模範になるような方法で見直しが進めば、日本語の書き方にもいい影響が期待できるということもありますし、次年度以後に、この審議会で御議論いただく意味の大きなと言いますか、その必要の大きな事項であるというふうにお考えになっておられると理解をいたしました。そういう理解の仕方で御異論がないようでしたら、具体的には、またこれを取り上げて審議していただく場で細かな点をお考えいただくということになりますので、今年度はそういう方向性を共有し合ったというふうに考えていってよろしいかどうか、それを御確認いただいた上で、僅かな時間ですけれども、残りの時間で<常用漢字表の手当てに関連して>という、先ほどの配布資料2の4ページ目の「4 常用漢字表・公用文に関する事」とあるうちの今度は上の段の方です。この手当てに関連してというところで、御意見があったら、お伺いをしたいと思っておりますが、その前にただ今申し上げました、この件はやはり重要な事項として今後の審議の対象にするという了解でよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。

それでは、その次に、常用漢字表の手当てに関連してというので、そこを御覧いただきますと、三つぐらいの御意見にまとめていただいております。これについて何か御意見がありましたら、お伺いをいたします。どうぞ、関根委員。

○関根委員

今の公用文についても関係があるんですけども、例えば今、公用文の中に、音が同じで、意味の似た漢字に書き換えるという項目がありますよね。これは「同音の漢字による書きかえ」が一部使われていると思うんですが、そのままではないし一部だけですよ。

今回、常用漢字に追加になったことで、「同音の漢字による書きかえ」がかなりそれと齟齬そごしている部分もあるので、同音の書きかえは告示とか答申でも何でもないのでしょ

けれども、常用漢字を使う上での一つの目安になっていると思うので、これも、「公用文作成の要領」の検討と連動するような形で見直せないのかなという感じがします。同音の書きかえをそのまま改定するんじゃなくて、この公用文に入れ込むような形で…。

それから、ちょっとずれますが、例えばさっき出てきた句読点なんかも、国語施策としては「くぎり符号の使ひ方」くらいしないわけですね。それもかなり昔に出たものだし、それがこれになじむかどうかというのはまた別問題としても、今までこういう個々に出された施策、あるいは報告の類いを有機的に関連付けて、常用漢字表という大きな枠組みが出来上がったところで、今までの国語施策を総合して、足りないところを補うような形で手当てしたらいいんじゃないかというふうに思っています。

○林主査

ありがとうございました。同音の、というのは…。

○氏原主任国語調査官

157ページです。厚い方の冊子の157ページを御覧ください。今、関根委員がお話くださった「同音の漢字による書きかえ」というのは157ページです。これは社会には大きな影響を与えていますよね。つまり、当時の表外漢字をどう処理するかという問題として、こういうものが出ているということです。冊子の157ページから161ページまでです。

ここに挙がっているのは、ほとんどのものが定着していると言ってもいいものだろうと思います。関根委員の御発言は、この「同音の漢字による書きかえ」についても、新常用漢字表との関連からもう一度見直したらどうかという御提案だったと思います。

○林主査

ほかに何か常用漢字表に関連して今後の施策として取り組む事項がありましたら、それは大きなもの、小さなものを問わず、お出しいただければと思います。

これは、実は私が漠然と考えておまして、まだどなたにもこういう形では申し上げてなかったことですが、検討に値するか否かということ自体から考えていくべきことではないかと思うんですけれども、今回、1割ぐらゐの漢字が増えまして2,136字というように、漢字表が少し大きくなったわけです。それで、この答申の中では、漢字が増えたということについては情報化と関連したところがあるわけですが、それと更に関連して、すべてが手書きでできなければいけないわけではないというふうなここではっきりと今回は断るようになりました。

どうも教育の方では、義務教育を終了するまで、あるいは高校を終了する頃までにどの程度の漢字は少なくとも手書きでできていることが望ましいのかということについては、余りそういう線を出すことには、全く文字どおりの意味で非常に慎重であると思っておりますが、漢字が増えた一方で、全部手書きできなくもいいんだよと言っている手前、それでは最小限どの辺りまでだったら手書きが望ましいのかということをご議論することも一つの方法かなというふうに思っております。果たしてそういう議論がこの会議にふさわしいものかどうかということも含めて、御意見があったら伺いたいと思っております。今、時間が足りない中ですが、こんなことをちょっと申し上げてみたんですけれども、いかがでしょうか。

これを本格的にやるとなると、実は大変難しい厄介な問題ではあるのですが、字が増えてきていて、一方でそれを全部手書きで書かなくてもいいと言っているんだしたら、本当

は教育の面で、学年配当のうち、ある程度のところでは手書きで習得する目標というものができると指導しやすいのですけれども、高木委員がかつて何度もおっしゃっておられたように、高校生なんかになると特に、こういう言葉は後でちょっと直させていただきなさいいけないと思うんですけれども、学力差の問題もあるので、目標がなかなか立てにくいんだと。状況に応じてというのが現実的だというふうに、この前もおっしゃっていました。その辺りについては、どういうふうに考えたらいいのかな、と私自身も迷っていたものですから、それで今ちょっと申し上げてみたのですが…。

○阿辻委員

大学の入学試験を作る側から言わせていただくと、今回の2,136個の全てを書き取りの問題に出題することが可能にはなっているわけです。したがって、「憂鬱」という言葉を書きなさいと出題する自由は、大学の出題する側にはあるわけです。そうしますと、憂鬱の「鬱」とか語彙の「彙」というのは、今回は代表的な漢字として、書けなくても、正確に読めて、意味が正しく理解できればいいという代表的な例として、取り上げられていましたけれども、それが現実的に今、来年の書き取りの試験からになるのでしょうか。憂鬱とか語彙が出てきたら、それは手で書く必要があるじゃないかという議論は当然起こってくるわけです。その辺が非常に難しい問題だろうと思います。線引きは多分できないだろうと思いますので、来年の高校、大学の入学試験でどういう傾向が見られるのか。今年の春のうちなんかではまだ作問段階までやっていませんでしたので、今度割とはっきりした形で出てくるのが今度の入学試験じゃないかなという気がします。

○林主査

そこは出題者の先生方が、指導要領の改訂や、この常用漢字表の改定に関する教育の面での対応をよく分かっているくだされば、新しい常用漢字に基づいた指導がまだ始まっていないわけですから、常用漢字が変わったからといって、来年度ぼんと試験に出されるというのは教育の実情を無視したということで、好ましくないかなと思うのです。しかし、時間がたてば今言ったような心配は大きくなっていくということで、常用漢字表に入ったから書き取りの試験に出してもいいんだというふうに理解されるのは、どうも常用漢字表の趣旨と違うぞと…。

○阿辻委員

違うんですけどね。ただ、大学の作問側の方が、これの趣旨を理解してというふうにはプロセスとして必ずしも進まない。出せる範囲が広がったと…。

○林主査

そこを理解させる方法はないですかね。

○阿辻委員

どうでしょうね。

○林主査

というのは、例えば、私はそういうものが是非必要だということで主張するつもりは全くなくて、そういうことはどんなものだろうかなと自分で考えていたものですから、それを

そのままの形で申し上げたわけです。ですから…。

○阿辻委員

林主査の御提案が、今後の継続審議の課題の一つだという意味の御提案であれば、それは別に異論ないだろうと思います。

○林主査

例えば、仮にそれに似たようなものができると、余りむちゃな難しい漢字の出題は消えてくる可能性はありますよね。

○東倉委員

これは常用漢字の議論の過程の中で、初めに読める漢字と書けなければいけない漢字、2種類のものを作ろうということが議論されましたけれども、そういう議論にもやや戻る感じじゃないかと思うんですが…。

○林主査

見方によってはそれに近いのですが、最初からそういうふうに分けて考えるというよりは、まず読めて分かってくれる必要のある漢字を、言わば常用漢字で言えば上限の目安として作ったということになったものですから、そういう流れの中では、全部書ける必要がないと言っている以上、書ける漢字の目安みたいなものができると、漢字教育と言うか、漢字指導上もそれが一つの役に立つのかなと思ったのです。結果的に見るとちょっと似たところもありますけれども、そういう流れの中でちょっと発想したというわけです。

○東倉委員

今、教育現場としてはそういう指標がなく、書けなければいけないというターゲットがないということで、混乱しているという状況はあるんですか。

○林主査

そこについては、本当は高木先生が、ここにいらっしゃると、はっきりとお答えいただけると思うのですが、少なくとも指導要領を見ますと、高校生になった途端に主なものは書けるよという非常に抽象的な言い方になっちゃっているんです。ですから、具体的にどの漢字という…。

○東倉委員

その主なものという…。

○林主査

その主なものがどういうものかということが余りはっきりしない。ですから、それから見ると、多分、混乱という言葉が適当かどうか分からないけれども、その辺りは必ずしも明確になっていないのかもしれないという…。

○東倉委員

戸惑いがあるということで。

○内田副主査

当然、そういった声が出てくると思います。議論に参加していると、情報化時代に対応して、情報機器の変化に応じて増やしたのだと分かる。しかし、全て手書きにする必要はないということで、飽くまでも目安ですよ、と提示しているんですけども、教育現場としては、じゃ、一体どの程度手書きさせた方がいいんですかというふうに、きっと質問が出てくるんじゃないかと思うんです。

○東倉委員

入試の動向によっては、そういうふうになってくるわけですね。

○内田副主査

ですから、例示のような形で、憂鬱の「鬱」とか語彙の「彙」などは、これは読めればいいのであるみたいな目安がもし提示できるなら…。

○阿辻委員

それも審議過程の新聞の記事には、しばしば例示されて、新聞記事として出ていましたけれども、公式的にはどこにも書いてないですね。

○林主査

この問題は少し厄介な面があって、先ほどもちょっと申しましたけれども、本当は教育の面で検討していただくのが一番ふさわしいのかなとは思っているものの、先ほどちょっと話が途絶えた穴を埋めようと思って、私がぼんやり思っていたことを申し上げちゃって、それが少し拡散し過ぎた、話を広げ過ぎちゃったかなと思って、ちょっと申し訳ないと思っております。はい、どうぞ。関根委員。

○関根委員

今、林主査のおっしゃった教育的な観点もそうなんですけど、例えば一般社会人としてもこれは書く必要があるという捉え方もあるんでしょうか。つまり、情報機器が発達して、大体みんなパソコンだの、携帯だのでもやるけれども、日常生活、社会生活の中で手で書く場面というのは残っていくわけで、そういう観点でこれは読めるだけじゃなく、書けなければならないということもあるのでしょうか。

○林主査

そういう面もおのずから出てくると思います、社会的に見ても。つまり、書くということによって支えている部分が崩れてくる危険性は情報機器の使用によってありますので、少なくともこの程度の基本的な文字については手でも書けるようにしておくことが、現実の生活においても必要だというふうに考えられるし、同時にそれは漢字というものの文字としての、文化と言うと少し抽象的になり過ぎるかもしれませんが、そういうものを維持していくためにも必要だという一つの考え方として、もしそういうものができるとしたら、そういう意味合いも持ち得るのではないかなというふうには思います。

これでほぼ時間になっておりますので、ただ、話題を提供すると言うと、変な言い方ですけども、申し上げたということで、この常用漢字表に関連する事項につきましては、

また必要があれば改めて御意見を伺う機会もできるだろうと思っておりますので、本日はこういう形で、最後は少し整理の悪い進め方になって恐縮でございますが、これで審議については、本日は終了させていただきたいと思えます。

本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。